

第2期あわら市空家等対策計画

令和4年3月策定

令和7年3月改訂



目次

第1章 計画の趣旨	
第1節 計画策定の背景	2
第2節 計画の目的	2
第3節 計画の位置づけ	3
第4節 計画の期間	3
第5節 計画の対象地区	4
第6節 空家等の定義	4
第7節 責務	5
第8節 計画と持続可能な開発目標（SDGs）の関係	5
第2章 空家等の現状と課題	
第1節 空家等の現状	6
第2節 本市における空家等の課題	11
第3章 空家等対策の方針	
第1節 基本的な方針	12
第2節 目標値	13
第4章 空家等対策の具体的な施策	
第1節 空家等の発生予防・適切な管理の推進	14
第2節 空家等の利活用の促進	18
第3節 特定空家等対策	20
第5章 空家等対策の体制	
第1節 体制の整備	23

第1章 計画の趣旨

第1節 計画策定の背景

近年、人口減少や既存住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化等により、空家等が増加しています。このような空家等の中には、適切な管理が行われず、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものや管理はされているものの遊休資産となっているものが増加していることから、空家等の対策は重要な政策課題となっています。

このような状況の中、国は「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）を平成27（2015）年5月に完全施行し、空家等対策の法整備を行いました。

本市においても、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成29（2017）年3月に「あわら市空家等対策計画」を策定し、地域や関係機関と連携しながら、空家等対策を進めてきました。

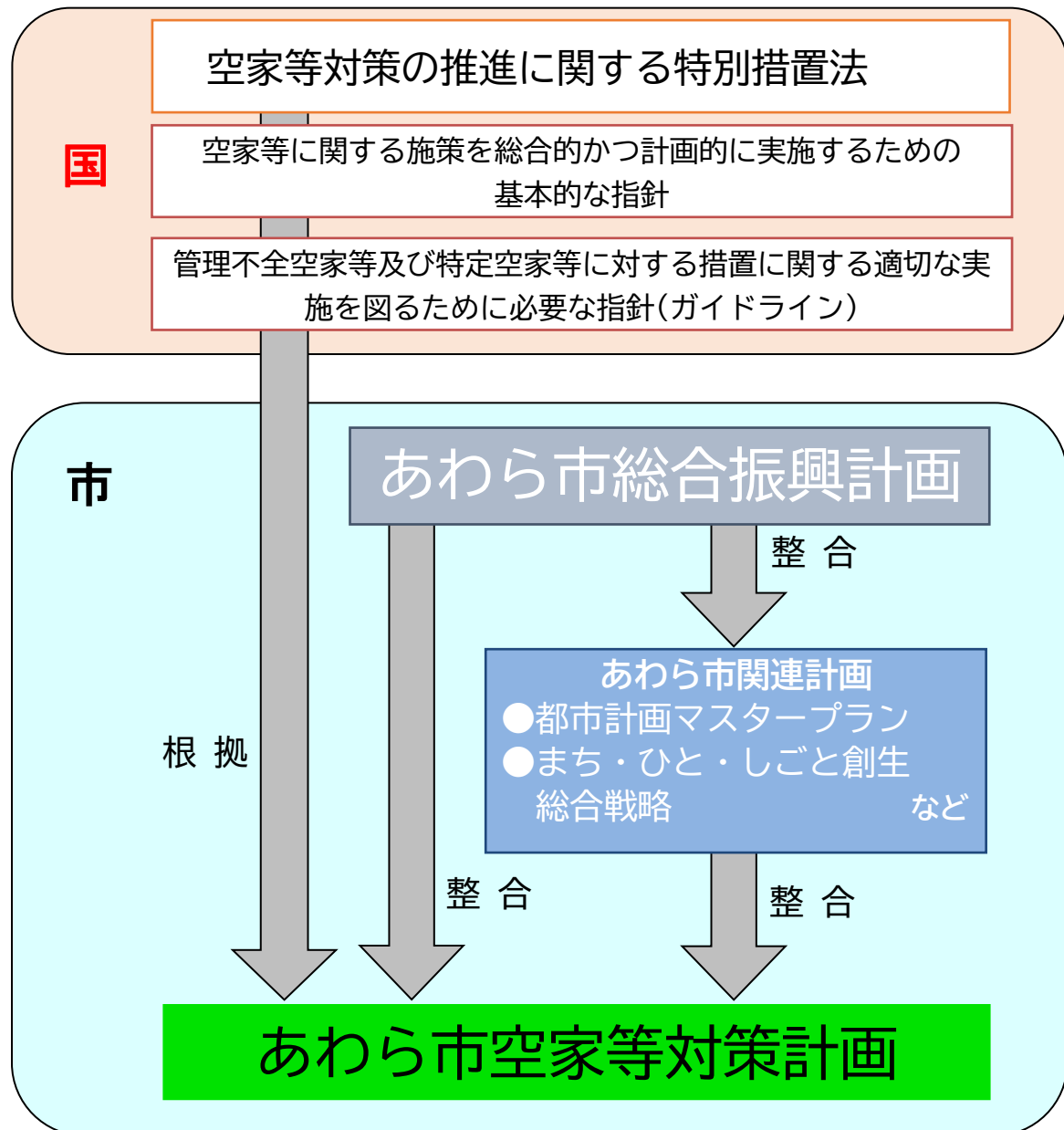
今後も空家等の増加が予想される中、この計画が令和3（2021）年度末で終期を迎えることから、空家等対策を継続的に進めるため、「第2期あわら市空家等対策計画（以下「本計画」という。）を策定します。

第2節 計画の目的

本計画は、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策についての基本的な方針を定め、具体的な施策を示し、安全で安心して暮らせるまちづくりを目的として策定します。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、法第7条に基づき策定する計画であるとともに、本市における上位計画である市総合振興計画や関連する市都市計画マスタープラン等と整合を図るものとします。



第4節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化等に応じて、随時、計画の見直しを行うものとします。

第5節 計画の対象地区

本計画における対象地区は、市内全域とします。

第6節 空家等の定義

本計画における空家等は、法第2条第1項に規定された「空家等」（法第13条第1項に規定する「管理不全空家等」及び法第2条第2項で規定する「特定空家等」を含む。）とします。

空家等（法第2条第1項）

概ね年間を通して建築物等の使用実績がなく、建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいいます。

管理不全空家等（法第13条第1項）

空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると市が認めた空家等をいいます。

特定空家等（法第2条第2項）

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると市が認めた空家等をいいます。

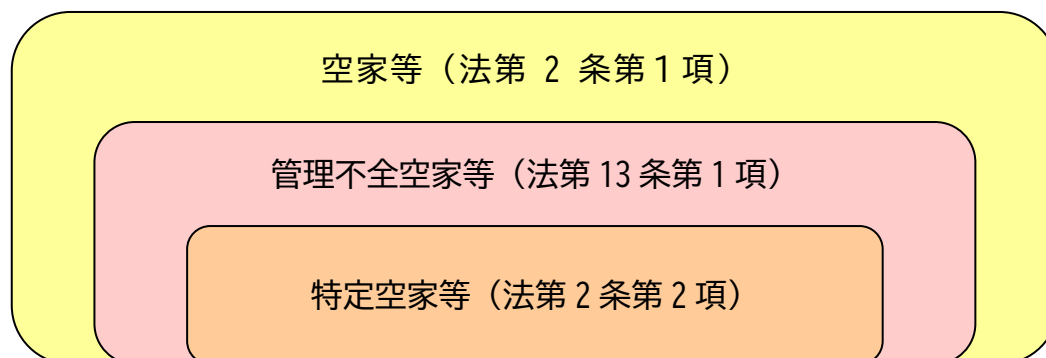


図1 空家等のイメージ

第7節 責務

1 所有者等の責務

空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、当該空家等を適切に管理するとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努める責務があります。

2 市の責務

- (1) 空家等の適切な管理を促すための市民等への意識の啓発、情報提供その他必要な措置を実施します。
- (2) 適切な管理が行われていない空家等に対する改善又は解消を図るために必要な措置を実施します。

第8節 計画と持続可能な開発目標（SDGs）の関係

1 持続可能な開発目標（SDGs）とは

持続可能な開発目標(SDGs)とは、平成 27 (2015) 年9月の国連サミットで採択された国際目標で「誰一人取り残さない」という共通理念のもと、持続可能でよりよい世界を目指して取り組むべき目標のことをいいます。

令和 12 (2030) 年を年限とする 17 の目標(ゴール)と 169 のターゲットが定められており、我が国においては「SDGs アクションプラン」を策定し、様々な取り組みを進めています。



2 本計画とSDGsの推進

本計画は、SDGsを構成する17の目標のうち、特に関連性が深い「3 すべての人に健康と福祉を」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「17 パートナリシップで目標を達成しよう」の3目標について、本計画を実施することによりこれらの目標を達成し、持続可能な世界の実現に寄与します。

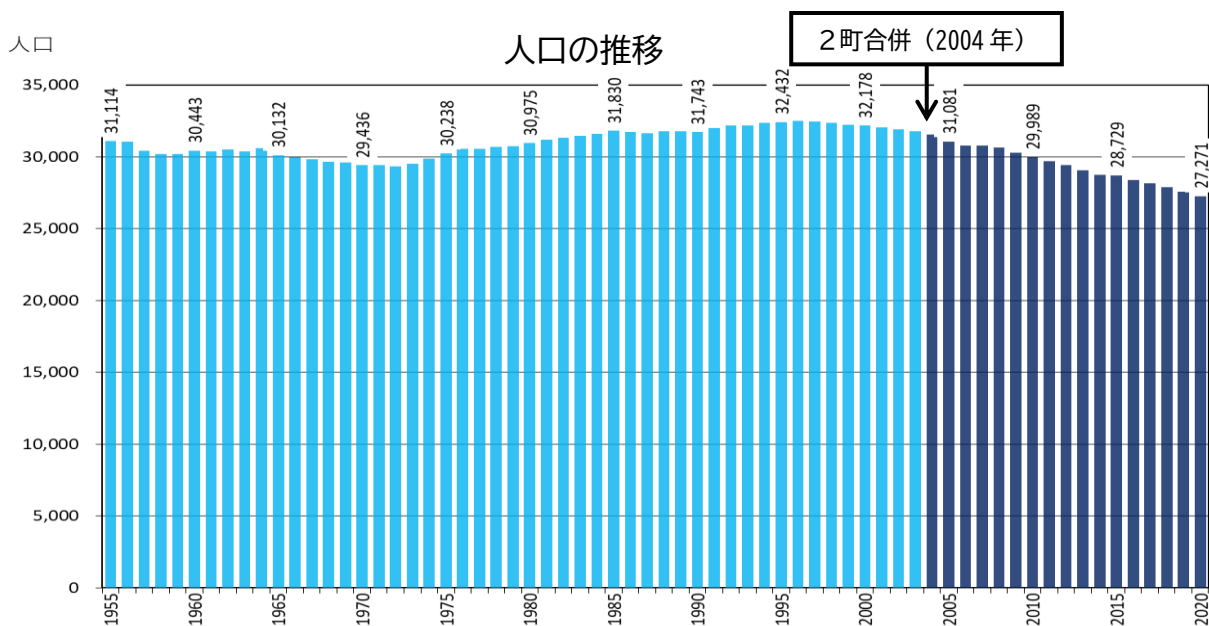
第2章 空家等の現状と課題

第1節 空家等の現状

1 人口と世帯数の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は、令和2（2020）年10月1日現在で27,271人です。人口の推移を見ると、昭和48（1973）年以降、緩やかに増加していましたが、平成8（1996）年をピークに減少に転じ、以降は一貫して減少傾向にあります。



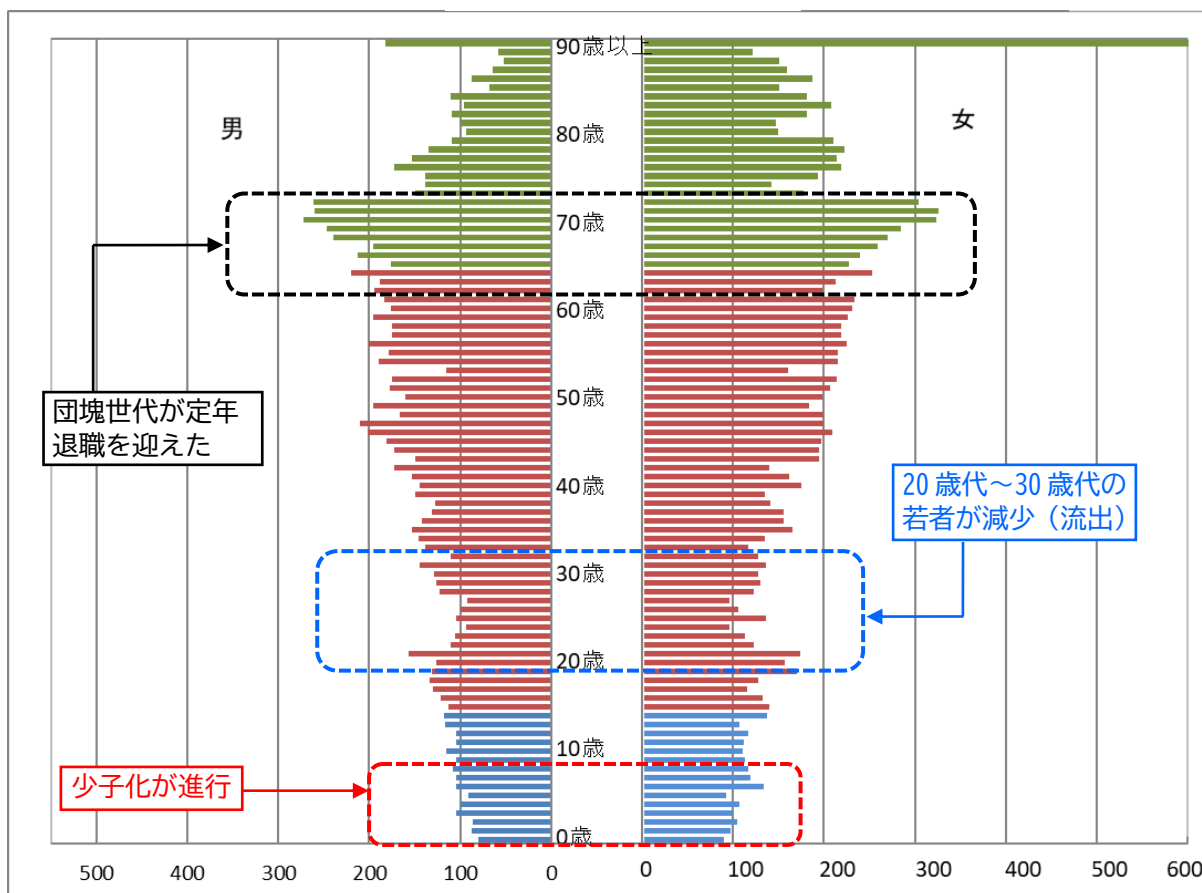
出典：国勢調査（1955年～2015年）、福井県統計年鑑（1956年～2019年の国勢調査年以外、2020年）

(2) 年齢別人口の推移

令和2（2020）年1月1日時点の人口ピラミッドを見ると、70歳前後の人口が最も多く、高齢化が進んでいる様子が分かります。特に女性の90歳以上人口は非常に多く、500人を超えています。一方で、20代の人口が極端に少なく、就職や結婚を機に若者が市外に流出していることが伺えます。男女とも全体的に70歳をピークとした逆三角形を描いており、今後もその傾向は強まるものと考えられます。

5歳階級別人口ピラミッド

単位：人

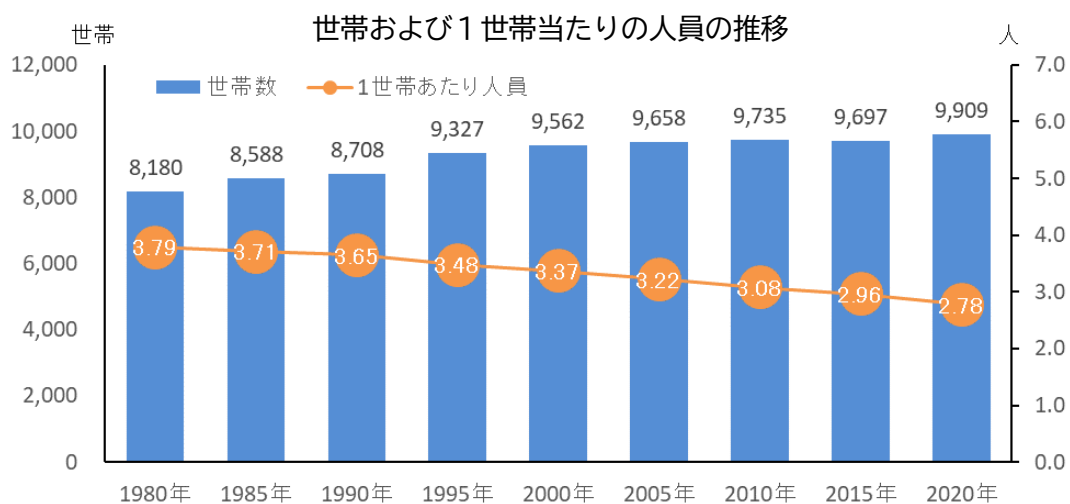


出典：福井県の推計人口（令和2（2020）年1月1日現在）

(3) 世帯数の推移

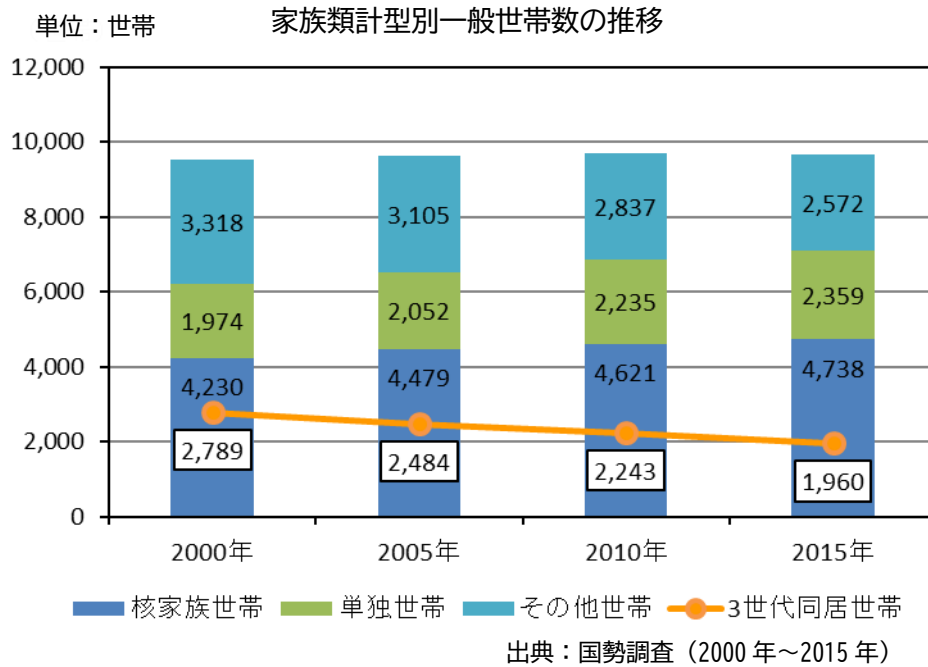
本市の世帯数は、令和2（2020）年10月1日現在で9,909世帯です。世帯数の推移を見ると、これまで増加を続けており、平成27（2015）年に一時減少に転じたものの、令和2（2020）年には再び増加しています。

世帯当たりの人員は、昭和55（1980）年に3.79人/世帯でしたが、減少を続け、令和2（2020）年には2.78人/世帯となっています。

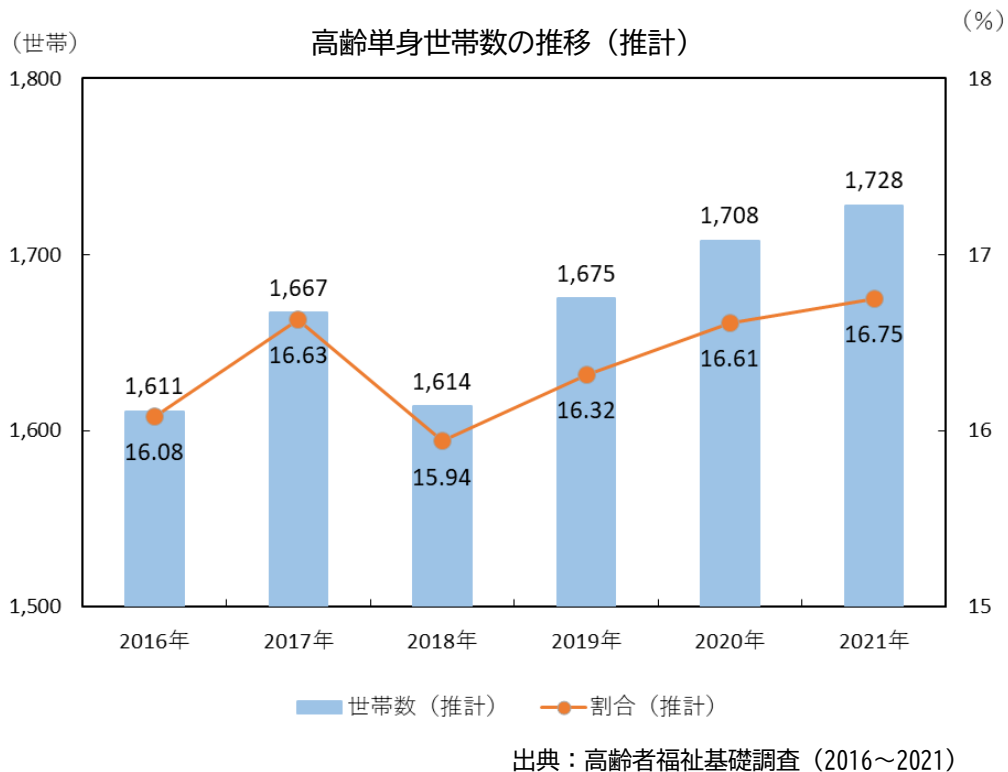


出典：国勢調査（1980年～2015年）、福井県統計年鑑（2020年）

家族類型別の世帯数の推移を見ると、核家族世帯および単独世帯が増加する一方で、親・子・孫の同居などの「三世帯同居世帯」が減少しています。



本市の高齢単身世帯数は、令和3（2021）年4月1日現在推計で1,728世帯で、増加傾向にあります。



2 空家等の状況

(1) 住宅・土地統計調査による空き家※¹の状況

平成 30 (2018) 年度に総務省が実施した「住宅・土地統計調査」による推計では、本市の空き家※²の総数は、910 戸であり、本市の総住宅数に占める割合 (空き家率) は、7.8%となっています。

平成 25 (2013) 年度と比較すると、空き家の数は、20 戸減少しているものの、総住宅数も 90 戸減少しており、空き家率は横ばいとなっています。

(単位：戸)

	H20	H25	H30
住宅の総数	11,370	11,760	11,670
空き家の総数	1,980	2,010	2,000
その他の住宅	900	930	910
(空き家率)	7.92%	7.91%	7.80%

住宅・土地統計調査

住宅・土地統計調査は、本市の住宅全体ではなく、一定の区域を抽出して調査を実施し、その結果から市全体の住宅数や空き家数等を推計したものです。

※1 住宅・土地統計調査における「空き家」

一戸建てのほか、マンション等の「空き室」が1戸と数えられており、本計画で規定する空家等とは異なることから、区別するため「空き家」と表現する。

※2 本市の空き家

住宅・土地統計調査における空き家のうち、別荘などの二次的住宅、賃借又は売却用の住宅以外の住宅で、転勤、入院、施設入居など長期にわたって不在の住宅などに分類される、実質的空き家といわれる「その他の住宅」をいう。アパートや長屋など共同住宅を含む。

(2) 市の実態調査による空家等の現状

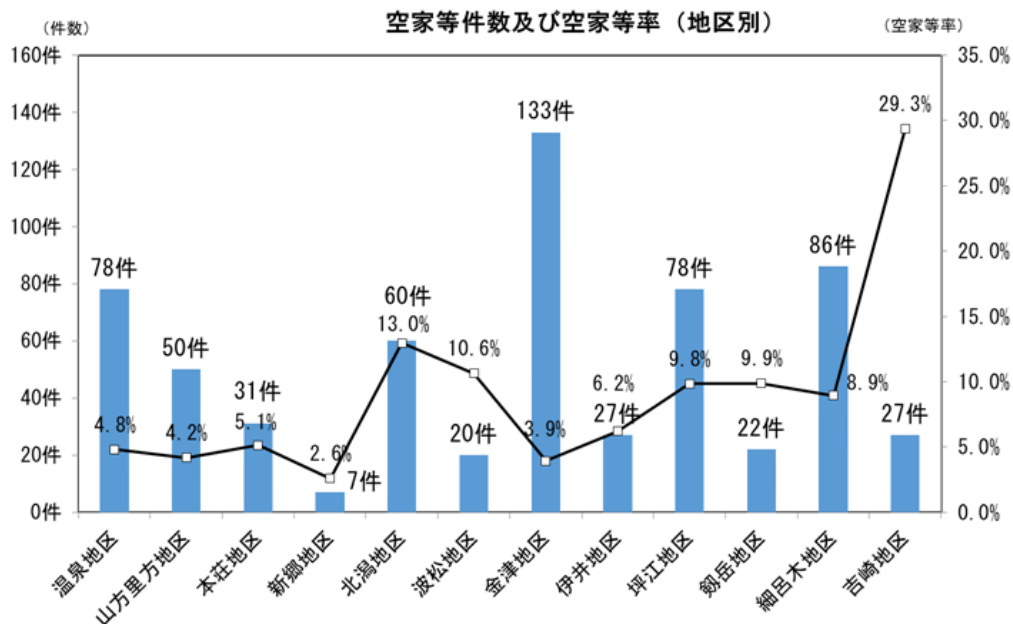
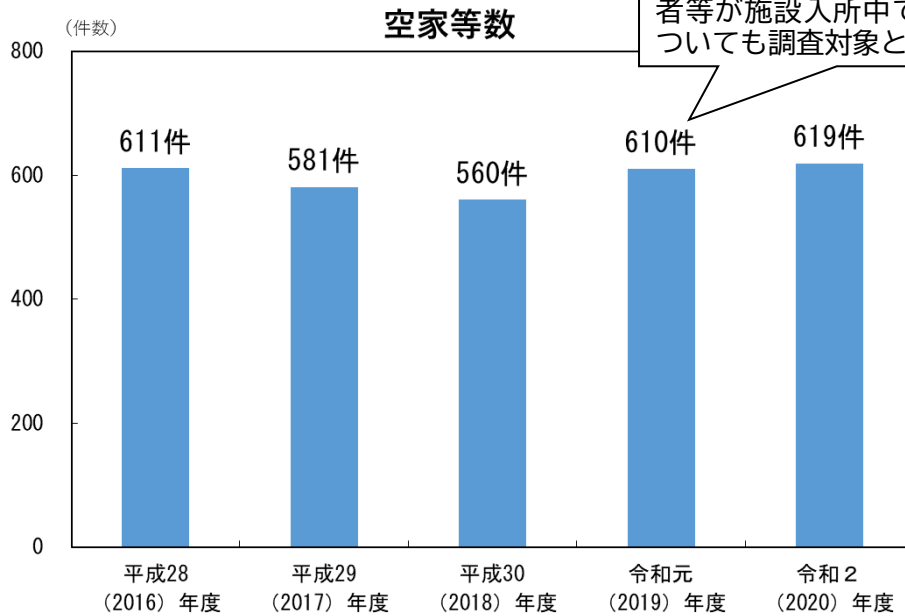
住宅・土地統計調査の空き家数は推計値であることや市内のどこにどのような空家等があるのか空家等の実態把握が困難であることから、空家等対策の取り組みに必要な基礎資料を得るため、令和元（2019）年度に4年ぶりに自治会の行政連絡員の協力を得て、空き家実態調査を実施しました。

また、適宜、地域住民等から提供される情報やパトロール等によって管理不全な空家等の状況について把握し、その情報を空家台帳システムに登載し、管理を行っています。

市内の空家等の数は、令和2（2020）年度末で619件あり、平成30（2018）年度から増加傾向にあります。

地区別にみると金津地区が最も多く133件、次いで細呂木地区（86件）となっています。

令和元年度空家等実態調査では、空家等の利活用促進を図るため、所有者等が施設入所中であるもの等についても調査対象としました。



※空家等率・・・世帯数に占める空家等数

第2節 本市における空家等の課題

本市の人口動向や空家等の現状、所有者等による相談、意向調査等を踏まえ、本市における空家等の課題は次のとおりです。

高齢化・単身化等による空家等の増加

核家族化が進み、単身高齢世帯が増えることで、単身高齢者の死亡や施設への入居、子どもが親の住まいに居住しないなどの理由で空家等となるケースが考えられます。

所有者等が不明確

所有者等の死亡後、相当期間放置されたことにより、相続人が不明、又は相続関係が複雑など所有者等が明確でないことから、空家等が適切に管理されずに放置されるケースがあります。

管理責任の意識が低い

所有者等が遠方に居住している等の理由により、空家等が放置され、状況把握や維持管理が困難になるケースがあります。

経済的理由による放置

売却や賃借などの利活用のために必要なリフォームや家財道具の処分、解体などにかかる資金を確保できない、又は経費をかけたくないと考えていることから、利活用されずに放置されるケースがあります。

また、住宅を解体すると、住宅用地に対する固定資産税などの特例措置が適用されなくなり、税額が上がるため、空家等を取り壊さず残している場合が見られます。

活用や除却の意向がない

所有者等が将来の利活用を想定し、空家等を売却や賃貸せず、空家等のまま残しているケースがあります。

自治会内の空家等の対応

管理不全な空家等は自治会にとって懸案事項となっており、自治会からの相談が増えています。

破産法人等における残置建物への対応

温泉観光地でもある本市は、法人が破産した後、規模の大きい老朽建築物が適切な管理がされないまま廃屋となって残置されているものもあり、市民の生活環境に悪影響を及ぼすほか、観光都市としての景観を阻害する要因のひとつになっています。

第3章 空家等対策の方針

第1節 基本的な方針

空家等が増加することにより多くの社会的問題が生じ、さらには地域の活力を失わせます。このため、地域や関係機関と連携し、近隣や地域の住環境に悪影響を及ぼすおそれのある空家等の増加を抑制します。

また、空家等の活用および解消を促進することにより、市民の生活環境の保全を図るとともに、市全体の活力や地域の魅力を維持、向上させることを目指し、次の事項を基本的な方針として、今後、更なる対策に取り組みます。

1 空家等の発生予防・適切な管理の推進

空家等は、適切に管理されなければ、周辺や自治会の生活環境に影響を及ぼすこととなります。このため、相談会の開催やリーフレット配付など、空家等になる前の段階から所有者等に対して意識の醸成を図るとともに、自治会内での問題意識を高め、関係機関と連携した空家等の発生防止に努めます。

また、自治会と連携した空家等の状況把握に努めるとともに、管理不全な空家等の所有者等に対しては、自治会の協力を得ながら適切な管理を促します。

2 空家等の利活用の促進

利活用が可能な空家等は、地域の貴重な資源となる可能性があるため、所有者等に対して「あわら市空き家情報バンク」への登録を働きかけ、空家等が流通・活用しやすい取り組みを進めます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による地方への移住に対する関心が高まっており、さらには、北陸新幹線芦原温泉駅開業による首都圏等からの交流人口が拡大し移住につながることで期待されることから、移住・定住施策による空家等の利活用を促進し、地域の活性化、移住・定住の促進、まちの魅力向上につなげます。

3 特定空家等対策

特定空家等は倒壊等保安上の危険性や雑草の繁茂、害虫の繁殖等、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす可能性が高いことから、特定空家等の所有者等に対して助言や指導を強化するなど、法に基づく改善措置その他の対策を講じることにより是正や除却を促進し、周辺の生活環境の改善に努めます。

第2節 目標値

本計画終了年度である令和8（2026）年度までに次に掲げる目標達成を目指します。

指標	基準値	目標値（R8）
空き家情報バンク登録数	74 件（H28～R2）	100 件（R4～R8）
空き家情報バンク成約数	45 件（H28～R2）	60 件（R4～R8）
特定空家等の件数	16 件（R元末）	7 件（R8末）

※ 本計画の目標値と第2次あわら市総合振興計画後期基本計画（令和3年度から令和7年度）の目標値は計画期間が異なることから一致しません。

第4章 空家等対策の具体的な施策

第1節 空家等の発生予防・適切な管理の推進

1 所有者等の意識の醸成

(1) 広報紙やホームページ等による情報発信

空家等は、所有者等が自らの責任で適切に維持管理をすることが基本であることから、空家等になる前の段階から、空家等がもたらす周辺的生活環境に及ぼす影響や所有者等の責務について周知・啓発し、意識の醸成を図ります。

また、市の関係部局や各種関係団体、地域と連携し、高齢者向けの講習会など様々な機会や手段を活用し、積極的な情報提供に努めます。

(2) 相談会の開催

関係機関と連携した相談会を開催し、相続などの法律相談、管理や売買・賃借等の有効活用の相談など所有者等の抱える問題の解決に努めます。

併せて、利活用可能な空家等の空き家情報バンクへの登録を推進します。

(3) 空家等となる可能性が高い住宅の所有者等に対する啓発

新たな空家等の発生を予防するため、将来的に空家等になる可能性が高いと考えられる高齢者のみで居住する世帯等を中心に、関連部署での面談や文書配付などの機会を活用し、将来の空家等の活用や除却、相続登記を働きかけます。

空家等対策リーフレット



2 安心して住み続ける住環境への支援

多世帯が同居や近居することは、空家等の減少、子育てや経済面における子育て世代のサポートにつながることから、安心して住み続ける良好な住環境整備を支援し、空家等の発生予防と移住・定住を促進します。

3 空家等の実態把握

(1) 空家等の所在の把握

空家等対策を総合的かつ計画的に実施するためには、空家等の件数、老朽の程度など、その実態を把握することが重要です。そのため、本市では、平成28(2016)年度および令和元(2019)年度に自治会の行政連絡員の協力を得て、空き家実態調査を実施し、全市的な空家等の発生状況を把握しています。そのほか、地域住民等からの情報提供や市職員によるパトロールにより、個別の空家等の発生状況を把握しています。

空家等の発生状況は、時間の経過とともに変化することから、今後も定期的な空き家実態調査などを実施します。

(2) 空家等の所有者等の把握

空家等対策を実施するには、空家等対策の主体となる所有者等を特定することが重要です。不動産登記情報や住民情報、戸籍情報、固定資産課税情報、水道閉栓情報など、各課・関係機関の保有する情報を活用し、所有者等の把握に努めます。

また、所有者等の特定が困難な場合には、福井県司法書士会と連携し、相続人調査等を実施します。

(3) 情報のデータベース化

上記により取得した情報や所有者等の相談内容、対応経過などの記録をデータベース化し、継続的に情報更新を行います。そして、この情報を基に適宜、空家等対策を実施します。

4 適切な管理が行われていない空家等の所有者等への対応

(1) 所有者等への適切な管理の啓発

地域住民等からの通報や相談が寄せられた空家等について、現地調査を行い、管理不全な状態が確認された空家等の所有者等に対して、空家等の現状を伝え、適切な管理を促します。

(2) 空き家管理サービスを提供する事業者等との連携

空家等の所有者等が、入院、施設の入所、遠方に居住するなどの理由により自身による管理が困難な場合には、所有者等に代わって、空家等の管理サービスを提供する事業者やシルバー人材センター等を紹介し、適切な管理を促します。

また、ふるさと納税の返礼品に住宅管理サービスを加えることや地域住民等による空家等の見守り活動を支援する仕組みづくりについて検討します。

(3) 緊急時の措置

空家等は個人の財産であり、危険等が生じる、又はその可能性がある場合については、所有者等が自らそれらを回避する措置等を講じることが原則です。ただし、その所有者等が直ちに措置を講じることができない場合は、あわら市空家等の適切な管理に関する条例に基づき、危険な状態を回避するために必要最低限度の措置（緊急安全措置）を講じることができることといたします。

あわら市空家等の適切な管理に関する条例（令和6年6月1日施行）

（緊急安全措置）

第8条 市長は、空家等が適切な管理が行われていないことにより、人の生命、身体又は財産に危険な状態が切迫している場合であって、その所有者等が直ちに危険な状態を解消するための措置を講じることができないと認めるときは、危険な状態を回避するために必要最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講じることができる。

2 市長は、緊急安全措置をとるときは、原則として所有者等の同意を得て実施するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 所有者等を確知できないとき。

(2) 所有者等の同意を得る時間的余裕がないと認めるとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

3 市長は、緊急安全措置に要した費用を所有者等から徴収することができる。

(4) 管理不全空家等の状況把握

管理不全空家等候補の空家等について、腐朽等が確認されている空家等を対象に外観目視調査を実施し、その実態を把握します。

(5) 管理不全空家等の認定

管理不全空家等の認定については、福井県空き家対策協議会が作成した「特定空家等と判断するためのモデル基準」等を参考に、調査の結果を踏まえ、市が総合的に判断します。

なお、認定した管理不全空家等については、あわら市空家等対策協議会に報告します。

(6) 管理不全空家等に対する措置

① 指導（法第13条第1項）

管理不全空家等の所有者等に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導します。

② 勧告（法第13条第2項）

指導を行っても、なお管理不全空家等の状態が改善されない場合は、その所有者等に対して、除却、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとることを勧告することができます。

なお、勧告する場合には、事前にあわら市空家等対策協議会において協議します。

また、法に基づく勧告を受けた管理不全空家等の敷地については、当該管理不全空家等の用途が住宅の場合、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用対象から除外されることとなります。

第2節 空家等の利活用の促進

1 所有者等への働きかけ

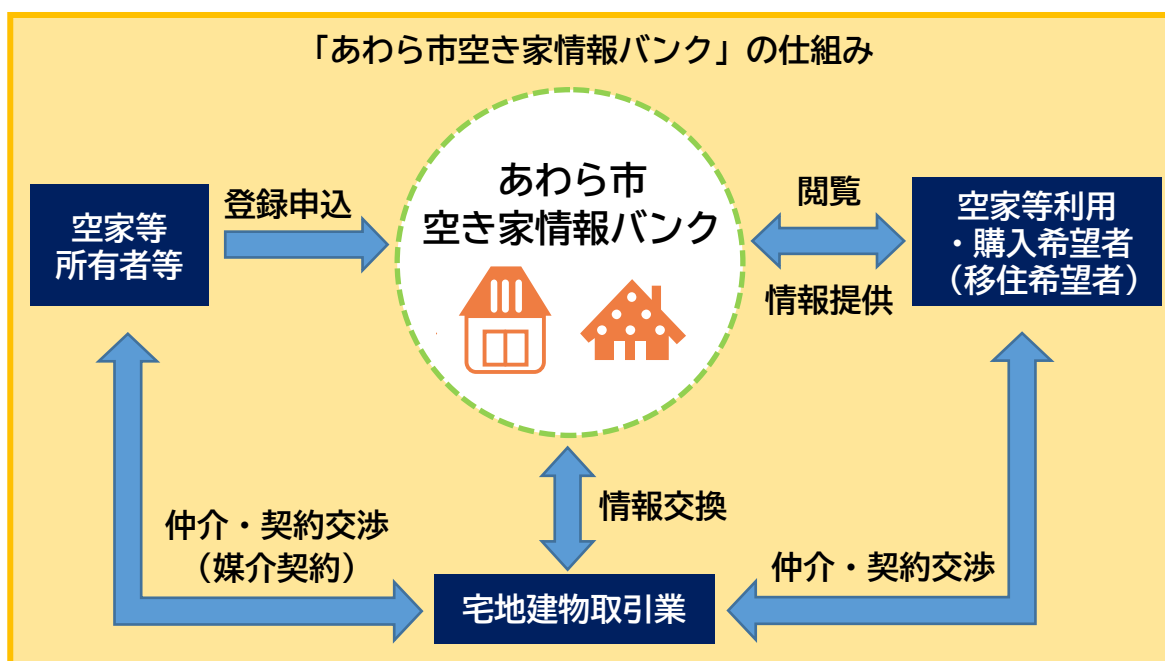
空家等が放置される主たる要因のひとつに、所有者等に空家等を活用する意向がないことが挙げられます。利活用が可能な空家等は、地域の貴重な資源となる可能性があるため、アンケート調査などによる活用に関する意向把握と課題解決に取り組み、空家等の所有者等に利活用を働きかけます。

2 空き家情報バンクの活用促進

空き家情報バンクの活用を推進し、空家等が流通・活用しやすい取り組みを進めます。

このため、市の広報紙やホームページ、リーフレット、相談会等にて情報提供や啓発活動を行い、利活用が可能な空家等を発掘します。

また、空き家情報バンクへの登録手続きをサポートするほか、補助制度等による支援を行い、登録や取得を促進します。



3 移住・定住施策による利活用の促進

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大都市圏ではライフスタイルや働き方に大きな変化を余儀なくされ、地方への移住に対する関心が高まっています。また、北陸新幹線開業により首都圏等からの交流人口が拡大し移住につながる事が期待されます。

このため、移住や二地域居住希望者等の転入者の住まいとして空家等の取得等に対する支援を行い、利活用を促進します。

また、企業等のサテライトオフィスやその従業員、市内の大学に通う学生の住まいとして利用可能な空家等の情報を提供し、利活用につなげていきます。

4 空家等を活用した産業の活性化

空家等を活用した起業支援や活用可能な空家等の情報提供による流通支援を行い、商工業や農業、観光業の活性化を図ります。

5 除却した空家等の跡地の活用

空家等を除却した跡地についても、所有者等に適切な管理を促すとともに利活用の促進に取り組みます。

第3節 特定空家等対策

1 特定空家等の法に基づく措置

地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、法の規定に基づき、市は特定空家等の所有者等に対し、除却や改善、立木竹の伐採等の必要な措置を講じるよう助言又は指導、勧告及び命令を行い、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法の定めるところに従い、代執行により除却することができます。

(1) 立入調査による状況把握

特定空家等候補の空家等について、必要な限度において、(一社)福井県建築士会等と連携した立入調査を実施し、空家等の状況を把握します。

(2) 特定空家等の認定

特定空家等の認定については、福井県空き家対策協議会が作成した「管理不全空家等および特定空家等と判断するためのモデル基準」等を参考に、立入調査の結果を踏まえ、あわら市空家等対策協議会の意見を聴き、市が総合的に判断します。

(3) 特定空家等に対する措置の実施

① 助言又は指導（法第22条第1項）

特定空家等の所有者等に対し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。）をとるよう助言又は指導します。

② 勧告（法第22条第2項）

助言又は指導を行っても、なお特定空家等の状態が改善されない場合は、その所有者等に対して、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができます。

なお、法に基づく勧告を受けた特定空家等の敷地については、当該特定空家等の用途が住宅の場合、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用対象から除外されることとなります。

③ 命令（法第 22 条第 3 項）

勧告を受けた者が正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとるよう命ずることができます。

④ 代執行（法第 22 条第 9 項）

命令を受けた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても命令の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができます。

⑤ 略式代執行（法第 22 条第 10 項）

法の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、市の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができます。

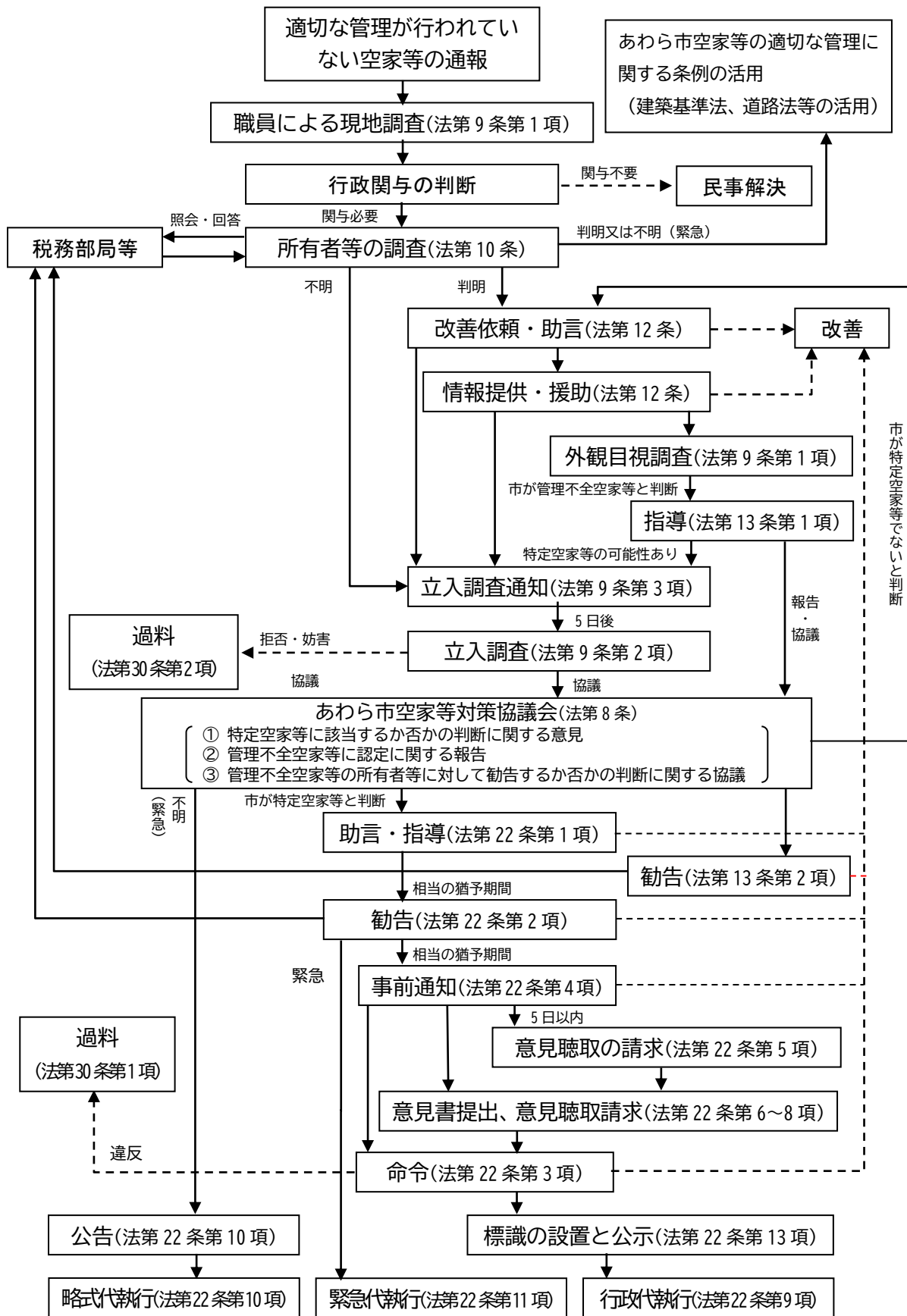
⑥ 緊急代執行（法第 22 条第 11 項）

災害その他非常の場合において、特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることが必要と認めるときで、法の規定により措置をとることを命ずるいとまがないときは、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができます。

2 所有者等による特定空家等の除却の推進

地域住民の安全で安心な住環境を確保するため、倒壊など危険性のある特定空家等の所有者等に対する補助制度等により、自発的な除却を促します。

特定空家等及び管理不全空家等対策事務フロー図



第5章 空家等対策の体制

第1節 体制の整備

1 相談体制

空家等の問題は多くの問題が複雑に絡み合っており、所有者等や地域住民等はどこに相談すれば良いのか分かりにくいことから、相談しやすい体制とするため、相談や通報の窓口を市民協働課に一元化し、状況を把握した上で、市の関係部局や関係機関と連携して効果的な対応を図っていきます。

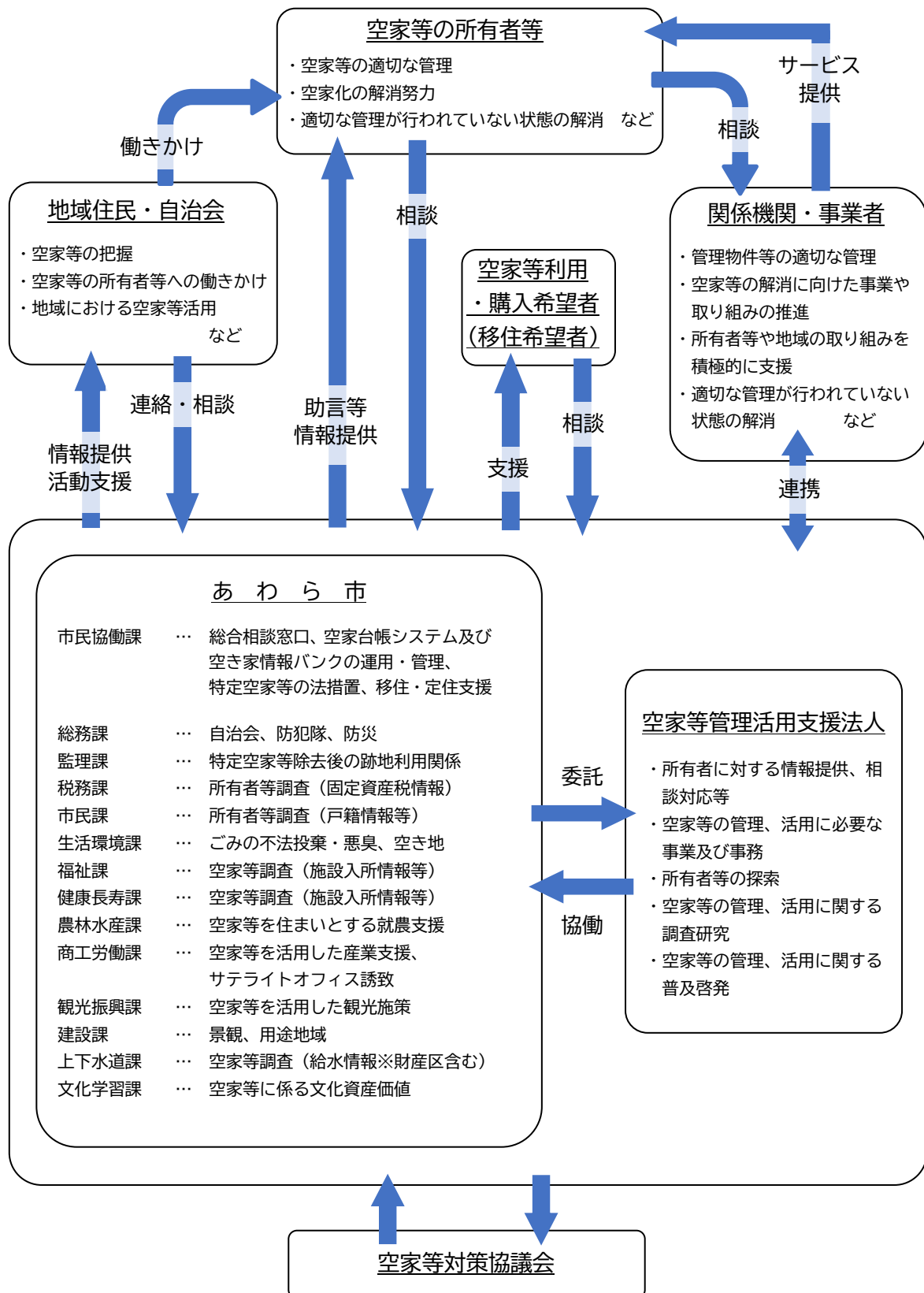
2 実施体制

空家等の問題は、いまや個人の問題だけでなく、地域社会の問題であり、空家等対策を進めるためには、地域社会全体による多方面にわたる取り組みが必要です。

特に自治会は、地域の防災や防犯・環境美化、地域の見守りなど安心して笑顔で暮らすことができるよう様々な活動の母体として、市民生活に直結した重要な役割を担っています。

そのため、協議会や地域（自治会）、関係機関との協働・連携を図り、空家等対策を総合的かつ計画的に実施します。

また、近年、空家等の活用や管理等に取り組む法人が増えています。空家等管理活用支援法人の指定を踏まえ、こうした団体と連携することで、空家等対策の強化を図っていきます。



第2期あわら市空家等対策計画

発行：令和4年3月（令和7年3月改訂）

福井県あわら市

編集：あわら市 創造戦略部 市民協働課

〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1番1号

TEL:0776-73-1221(代)